

輪島地区 道路復旧・復興促進協議会 規約（案）

（設立）

第1条 「輪島地区 道路復旧・復興促進協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨により壊滅的な被害を受け、長期間通行止めとなっている輪島地区の県道輪島浦上線、県道珠洲里線、市道まがき線おさよトンネル等において、被災状況や応急復旧の進捗状況の共有を図り、石川県創造的復興プランの観点から踏まえた本復旧に向け、関係者が連携して緊急的、一体的に進めることを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 輪島市内の国、県、市が管理する道路復旧の進捗状況の共有
- 2 長期通行止め路線の復旧に関する課題への対応
- 3 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には会長を1名置き、構成員の互選により定める。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（協議会資料等の公表）

第5条 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は石川県土木部道路建設課、石川県土木部道路整備課、石川県奥能登土木総合事務所、輪島市建設部土木課に置く。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第8条 本規約は、令和6年12月24日から施行する。

別表－1

機 関 名	代 表 者
金沢工業大学	特任教授 川村 國夫
国土交通省 北陸地方整備局 能登復興事務所	所 長
石川県 土木部 道路建設課	課 長
石川県 土木部 道路整備課	課 長
石川県 奥能登土木総合事務所	所 長
輪島市 建設部	技 監